

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第8号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）		
機関	職員		機関	職員	
本庁	略		本庁	略	
	知事部局（出納局を含む。）	部長 理事 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 企業立地総括監 副局長 スポーツ総括監 出納局長 課長 センター長 室長 政策調整監 さがデザイン推進監 調整監 推進監 副課長 副センター長 副室長（行政経営室） 秘書担当の企画主幹及び係長（秘書課） 法制担当の企画主幹及び係長（法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹及び係長（人事課） 人事、給与若しくはサービス担当（企画に関する事務の担当に限		知事部局（出納局を含む。）	部長 理事 <u>政策統括監</u> 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 <u>D X・スタートアップ総括監</u> <u>再生可能エネルギー総括監</u> 企業立地総括監 副局長 スポーツ総括監 出納局長 課長 センター長 室長 政策調整監 さがデザイン推進監 調整監 推進監 <u>リーダー</u> 副課長 副センター長 副室長（行政経営室） 秘書担当の企画主幹及び係長（秘書課） 法制担当の企画主幹及び係長（法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の企画

改正前			改正後		
		る。)又は職員団体担当の主任主査、主査、 <u>副主査</u> 及び主事（人事課）			主幹及び係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事（人事課）
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 室長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長（教育総務課） 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長（教職員課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。） 又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査、 <u>副主査</u> 及び主事（教職員課）		教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 室長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長（教育総務課） 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長（教職員課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。） 又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事（教職員課）
	略			略	
略			略		

備考

- 1・2 略
- 3 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「精度管理・企画情報課長」、「総務企画課長」又は「専門

備考

- 1・2 略
- 3 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「精度管理・企画情報課長」、「課長」、「総務企画課長」又

改正前	改正後
<p>技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、精度管理・企画情報課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。</p>	<p>は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、精度管理・企画情報課長、<u>課長</u>、総務企画課長又は専門技術部長をいう。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。